

## 伊豆の国市採用活動事業費補助金交付要綱

新規 令和7年5月29日告示第93号

改正 令和8年3月27日告示第48号

### 第1 趣旨

市長は、市内の中小企業者等の人材の確保を図るため、採用活動事業を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用活動事業 採用活動に伴う企業情報の発信に係る事業をいい、その内容及び要件は、別表の事業の区分に応じて、それぞれ同表の事業の内容欄及び事業の要件欄に掲げるものとする。
- (2) 中小企業者等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業
  - イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時雇用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの
  - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人
  - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に定める医療法人
  - オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に定める企業組合
  - カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に定める一般社団法人及び一般財団法人
  - キ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条の規定による公益認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人
  - ク その他これらに準ずる者として市長が認めるもの
- (3) 就職情報企業等 求職者と企業の間で就職・採用に関する情報を提供する者をいう。

### 第3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係法令に重大な違反がないこと。

2 第3の1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (2) 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者
- (3) その他市長が不相当と認める者

### 第4 補助対象経費及び補助率（額）

- (1) 補助対象経費

別表に定めるとおりとする。ただし、既にこの要綱による補助金の交付を受けた事業と同様の内容と認められる事業及び他の補助金等の交付を受けた事業に係る経費は、対象としない。

- (2) 補助率（額）

補助対象経費（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第4項の規定による届出をした者にあつては、消費税額を除いた額）の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

### 第5 交付の回数

補助金の交付は、同一申請者につき、別表に定める事業につきそれぞれ1回限りとする。ただし、同一年度において、同一申請者が補助金の交付を受けることができるのは、そのいずれかの事業に係る経費とする。

### 第6 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

- イ 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
- ウ 事業計画書（様式第 3 号）
- エ 収支予算書（様式第 4 号）
- オ 本社又は主たる事業所の住所を確認できる書類の写し
- カ 法人の場合、資本金額又は常時従事する従業員数が確認できる書類の写し
- キ 市税の滞納がないことを確認できる書類
- ク 補助対象経費の内容を確認することができる書類の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

採用活動事業を開始する日まで

**第 7 交付の条件**

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 採用活動事業の内容の変更をしようとする場合
  - イ 補助対象経費の額の 20 パーセントを超える変更をする場合
  - ウ 採用活動事業を中止しようとする場合
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。
- (3) 交付申請書の受付日が属する年度の翌年度の末日までに様式第 5 号による採用活動支援事業費補助金状況報告書を市長に提出すること。

**第 8 変更の承認申請書**

(1) 提出書類 各 1 部

- ア 変更承認申請書（様式第 6 号）
- イ 変更事業計画書（様式第 3 号）
- ウ 変更収支予算書（様式第 4 号）
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

## 第9 実績報告

### (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 収支決算書（様式第4号）
- ウ 契約書及び補助対象経費に係る支払をしたことを証する書類の写し
- エ 出展の様子が分かる写真又は制作した動画
- オ その他市長が必要と認める書類

### (2) 提出期限

採用活動事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第10 請求の手続

### (1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

### (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第11 補助金の返還

偽りその他不正な行為により補助金を受けた者があるときは、その者に対し、補助額の全部又は一部を返還させることができる。

## 第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等

が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

第13 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第48号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事業の区分	事業の内容	事業の要件	補助対象経費
合同説明会出展事業	就職情報企業等が実施する合同説明会に出展する事業	自社単独で開催するもの又は関連会社が開催するものでないこと。	(1) 合同説明会への出展料（参加負担、会場使用及び備品等資材借入に係る費用を含む。） (2) その他市長が必要と認める経費
企業PR動画制作事業	企業概要や業務内容等を伝えることができる動画を制作する事業	(1) 動画の内容が人材の採用を目的とするものであること。 (2) 動画の内容が著作権法（昭和45年法律第48号）その他法令等の規定に違反するもの又は公序良俗に反するものでないこと。	(1) 動画制作の外部委託に係る経費 (2) 作成した動画の掲載に係る経費 (3) その他市長が必要と認める経費

求人情報掲載事業	求人に係る情報発信をする事業	掲載の内容が人材の採用を目的とするものであること。	(1) 求人情報誌、就職情報サイト、SNS等への求人情報掲載及び作成に係る費用。ただし、新聞媒体への掲載を除く。 (2) その他市長が必要と認める経費
----------	----------------	---------------------------	--

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

採用活動事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所在地

名称

代表者

電話番号 ( )

年度において採用活動事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円

(2) 交付申請額の内訳

補助対象経費①	①×1/2 ② ※100円未満切捨て	交付申請額 (②と10万円のいずれか小さい額)
円	円	円

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

誓約書兼同意書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所在地

名称

代表者

（署名又は記名押印、法人の場合は記名押印）

私は、採用活動事業費補助金の申請に当たり、地域経済の活性化及び市内の働く場の増加に寄与するとともに、次の事項について誓約及び同意します。

なお、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、採用活動事業費補助金の支給決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

【補助対象要件に係る誓約】※該当する項目の□に✓を入れてください。

- |   |
|---|
| <p><input type="checkbox"/> 1 市町村税の滞納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 労働基準法、最低賃金法その他の労働関係法令に重大な違反はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 3 補助対象経費について、他で補助された経費はありません。</p> |
|---|

【暴力団の排除に係る誓約】※該当する項目の□に✓を入れてください。

- |   |
|---|
| <p><input type="checkbox"/> 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。</p> <p>(1) 暴力団（伊豆の国市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p><input type="checkbox"/> 2 1 (1)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。</p> |
|---|

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1 申請者の概要

名称	
住所	
電話番号	
創業日	
主たる業種	

2 雇用計画

時期	申請時	補助対象事業実施後
正従業員数	人	人

3 事業内容

(1) 合同説明会出展事業

出展日	
説明会名称	
説明会主催者	
実施場所	
出展内容	

(2) 企業PR動画制作事業

制作本数	
動画時間	
掲載先	
動画内容	

(3) 求人情報掲載事業

掲載媒体及び 掲載先	
運営会社	
掲載期間	
掲載概要	

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

採用活動事業費補助金状況報告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所在地  
名称  
代表者  
電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた採用活動事業の補助金について、下記のとおり状況報告します。

記

1 雇用状況

区分	申請時	補助対象事業実施後
面接を行った人数	人	人
採用に至った人数 ※正従業員に限る	人	人

2 事業成果

--

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

採用活動事業計画変更承認申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所在地

名称

代表者

電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた採用活動事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更内容

3 変更に係る説明書類

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所在地  
名称  
代表者  
電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた  
採用活動事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業に要した経費の内訳

補助対象経費①	①×1/2 ② ※100円未満切り捨て	補助額 (②と10万円のいずれか小さい額 であり、交付決定額を上限とす る)
円	円	円

2 事業内容

(1) 合同説明会出展事業 ※当日の写真を添付すること

出展日	
説明会名称	
実施場所	
ブース来訪者	人

(2) 企業PR動画制作事業

※制作した動画を添付すること

制作本数	
------	--

動画時間	
掲載先	

(3) 求人情報掲載事業

※求人情報掲載内容の写しを添付すること

掲載媒体及び掲載先	
運営会社	
掲載期間	

3 事業成果

--

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の交付の  
確定を受けた採用活動事業費補助金として、上記のとおり請求します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

伊豆の国市長 宛

所 在 地

名 称

代 表 者

Ⓜ

振込先口座 金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人（カナ）

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所在地

名称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた採用活動支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |   |                                  |   |   |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額                          | 金 | 円 |
|   | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）         |   |   |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等   | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）        | 金 | 円 |